

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
法令の制定又は改廃及びその経緯						
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の 検討	①立案基礎文書（一の項イ） ②立案の検討に関する審議会 等文書（一の項イ） ③立案の検討に関する調査研 究文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ	移管
		(2) 法律案の 審査	法律案の審査の過程が記録さ れた文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録	
		(3) 他の行政 機関への協議	行政機関協議文書（一の項 ハ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対す る回答	
		(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 （一の項ニ）		・5点セット（要綱、法律案、 理由、新旧対照条文、参照条 文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
		(5) 国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣府意見案 ・同案の閣議請議書	
		(6) 官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書（一の項 ト）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	
		(7) 解釈又は 運用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一の 項チ） ②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）		・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1) 締結の 検討	①外国（本邦の域外にある国 又は地域をいう。）との交渉 に関する文書及び解釈又は運 用の基準の設定のための決裁 文書（二の項イ及びニ）	30年	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説	移管(経済協力関係等 で定型化し、重要性が ないものは除く。)

		②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項ロ） ③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（二の項ハ及びニ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
	(2) 条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書（二の項ハ）		・外国・自治体・民間企業の実況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析
	(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）	20年 （保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
	(4) 国会審議	国会審議文書（二の項ニ）		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
	(5) 締結	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）		・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
	(7) (1)から(6)に掲げるもののほか、条約その他の国際約束に係る重要な経緯	条約その他の国際約束に係る重要な通知等		・脱退の通知
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討 ①立案基礎文書（一の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
				・開雇経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
				・外国・自治体・民間企業の実況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	(2) 政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録
	(3) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由

移管

		(4) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	
		(5) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		・５点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料	
		(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	
		(7) 解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ） ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		(2) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	
		(3) 制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
		(4) 官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）		・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	
		(5) 解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ） ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・官報	
					・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
					・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) 予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2) 決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ） ②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ） ①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ） ②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書(三の項ロ) ③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ） ①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ） ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ） ③答弁が記録された文書（四の項ハ） ①立案基礎文書（五の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ） ④行政機関協議文書（五の項ロ） ⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）	20年 ・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料 ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料 ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） （※会計検査院保有のものを除く。） ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・法制局提出資料 ・審査録 ・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・答弁書 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表	移管
---	-----------------	--	---	---	----

6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ） ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ） ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ） ④会議の検討のための資料として提出された文書（六の項ロ）及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ） ⑥会議の事務関係	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書 ・委員の任免関係 ・開催通知	移管 廃棄
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ） ②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書 ④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書	移管

複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ） ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ） ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	移管
---	---------------------	---	---	-----	--	----

			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ） ⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・申合せ	
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ） ⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知	移管
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ） ⑤基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知	移管

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項） ②立案の検討に関する調査研究文書（十の項） ③意見公募手続文書（十の項） ④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項） ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・標準処理期間案	移管
		(2) 行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・審査案 ・理由	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの
		(3) 行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由	廃棄

		(4) 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。）の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書
		(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ） ②審議会等文書（十四の項ロ） ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
		(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項） ②立案の検討に関する調査研究文書（十の項） ③意見公募手続文書（十の項） ④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案	移管

⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）

・標準処理期間案

(2) 許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10年 （国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・審査案 ・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止、指導・監督等に関するもの
(3) 不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託に関するもの
(4) 補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ） ②審議会等文書（十四の項ロ） ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの

職員の人事に関する事項

13	職員の人事に関する事項	(1) 人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	①立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ） ②制定又は変更のための決裁文書（十六の項ロ） ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ） ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ）	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・規程案 ・協議案 ・回答案 ・報告書	移管 <
----	-------------	---------------------------	---	-----	--	---

その他の事項						
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ） ②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ③意見公募手続文書（二十の項イ） ④制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ） ⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案 ・官報	廃棄
		(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ②制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
15	予算及び決算に関する事項	(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項（1）及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ） ②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ） ③1及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ） ④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）	10年	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知	以下について移管 ・財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書

		(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ） ②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ） ③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ） ④1 から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ） ⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）	課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日または提供を受けた日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から5月を経過した日に係る特定日以後7年	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・計算書 ・証拠書類 ・課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書 （※会計検査院保有のものを除く。） ・意見又は処置要求 （※会計検査院保有のものを除く。） ・調書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	以下について移管 ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。） ・財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
--	--	--	--	---	--	---

16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）	10年	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	移管
17	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） ②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書（二十六の項イ） ③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ） ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ） ⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項ロ） ⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ----- ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ----- ・基本計画案 ・通知 ----- ・事後評価の実施計画案 ・通知 ----- ・評価書 ・評価書要旨 ----- ・政策への反映状況案 ・通知	移管

18	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書（二十七の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（二十七の項イ） ④政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項へ） ⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項ロ） ⑥事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ） ⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ） ⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ） ⑨政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項へ）	事業終了の日に係る特定日以後５年又は事後評価終了の日に係る特定日以後１０年のいずれか長い期間 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨 ・協議・調整経緯 ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨	以下について移管 ・総事業費が特に大規模な事業（例：１００億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業（例：１０億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
19	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（５の項（４）に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	１０年 ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの
20	国会及び審議会等における審議等に関する事項	（１）国会審議（１の項から２０の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	１０年 ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・請願 ・各政党要求資料	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答

		(2) 審議会等 (1の項から 20の項まで に掲げるもの を除く。)	①審議会等文書（二十九の 項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言	以下について移管 ・審議会その他の合議 制の機関（部会、小委 員会等を含む。）及び 懇談会等行政運営上の 会合に関するもの
			②審議会等の事務関係		・委員の任免関係 ・開催通知	廃棄
21	文書の管理 等に関する 事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿そ の他の業務に常時利用するも のとして継続的に保存すべき 行政文書（三十の項） （1）常時最新のものに変更 される文書 （2）長期にわたり利用する 可能性がある文書 （3）先例となるロジに関す る文書	常用（無 期限）	・中部地方環境事務所ホーム ページに掲載されている文書 （掲載に使用したデータは除 く） ・行政文書ファイル管理簿 ・標準文書保存期間基準（保存 期間表） ・補助者任命簿 ・法令・訓令・通知等（決裁等 個別の意思決定に係るものは除 く） ・法令コンメンタール ・各種データベース ・各種マニュアル、研修資料 ・各省担当者名簿等 ・身分証明書貸与簿 ・所管法令、訓令、通知等の内 容を蓄積したもの ・関係法令、通知一覧（本体の み集めたもの） ・統計マイクロデータ（調査票情 報） ・会議の配席図、案内図等 ・視察やイベントにおける動線	廃棄
			②取得した文書の管理を行う ための帳簿（三十一の項）	5年	・受付簿 ・書留郵便物等接受簿 ・開示請求受付管理簿 ・不服申立受付管理簿	
			③決裁文書の管理を行うため の帳簿（三十二の項）	30年	・決裁簿 ・閣議請議文書原簿 ・省令簿 ・告示簿 ・官報掲載訓令簿 ・一般訓令簿 ・官庁報告簿 ・施行簿	
			④行政文書ファイル等の移管 又は廃棄の状況が記録された 帳簿（三十三の項）	20年	・移管・廃棄簿	移管
			⑤第21条第3項の規定に基 づく廃棄の記録	5年	・保存期間を1年未満とする行 政文書ファイル等の廃棄の記録	廃棄
			⑥文書管理担当者の指定のため の決裁文書	5年	・指定についての報告	廃棄

⑦行政文書の点検・監査に関する通知・結果等	5年	・実施通知 ・監査担当者の指名 ・点検結果 ・監査結果
-----------------------	----	---

			⑧文書管理に関する通知等 (省内向け)	10年	・ 決裁文書 ・ 通知した施行文書及び電子メールの写し	
			⑨移管文書の利用手続	3年	・ 決裁文書 ・ 施行文書の写し	
			⑩各課室から提出された引継 確認書	5年	・ 引継確認書	
			⑪公文書管理に関する作業依 頼	5年	・ 作業依頼 ・ 作業結果	
			⑫文書管理システムに関する 文書	5年	・ 電子決裁率 ・ 作業依頼 ・ 作業結果	
22	法令の規定に基づく勸告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	(1) 法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勸告及び当該意思決定に至る過程 (2) 法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程 (3) 法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程	①勸告に関する経緯が記録された文書 ②勸告の内容及びその措置結果が記録された文書	30年	・ 大臣指示 ・ 状況の調査 ・ 勸告 ・ 措置結果	以下について移管 ・ 勸告、協議、同意等のうち特に重要なもの
			①他の行政機関等の協議に対する文書（協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。） ②同意等の内容が記録された文書	10年	・ 各省への協議案 ・ 各府省等からの質問・意見 ・ 各府省等からの質問・意見に対する回答 ・ 同意書	
			①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書 ②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書	10年	・ 報告、資料提出の求め ・ 調査計画 ・ 届出書 ・ 通知文書 ・ 報告書 ・ 提出資料	
23	国際会議に関する事項	国際会議（外国政府との交渉を含む。）に関する重要な経緯	①大臣、副大臣、大臣政務官が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの ②重要な国際会議等（1に掲げるものを除く。）に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの ③①②以外のもの	30年 10年 10年	・ 発言要領 ・ 配付資料 ・ 議事の記録 ・ 合意文書 ・ 発言要領 ・ 配付資料 ・ 議事の記録 ・ 合意文書	移管 廃棄

24	国有財産に関する事項	国有財産の管理	①国有財産台帳及び付属図面	常用（無期限）		以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			②用地取得の経緯が記録された文書	30年	・契約書	
			③国有財産台帳の価格改定の経緯が記録された文書	10年	・価格改定評価調書	
			④国有財産を管理・処分するための決裁文書	使用許可期間終了の日に係る特定日以後5年	・使用許可関係	
			⑤①から④までに掲げるもののほか、国有財産に関する重要な経緯が記録された文書	5年 5年	・用途廃止関係 ・国有財産台帳登録資料	
25	物品の管理に関する事項	物品の管理	物品の取得・処分等に関する文書	常用（無期限）	・物品管理簿 ・物品供用簿	廃棄
				5年	・調達・契約に関する文書 ・不用決定に関する文書 ・物品管理に関する文書 ・金券管理簿	
26	統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	①統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	5年	・基本方針 ・基本計画 ・要領 ・承認申請書	以下について移管 ・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・一般統計調査の調査報告書
			②統計の承認に関する経緯が記録された文書		・実施案 ・事務処理基準	
			③統計の実施に関する経緯が記録された文書		・調査票	
			④調査票（記録媒体を問わず実査段階において作成・取得されたもの）			
				調査規則で定めている期間又は調査結果に定める期間		
			⑤統計の集計結果に関する文書	20年	・調査報告書	
			⑥統計の二時利用のための調査票情報文書	永年	・調査票情報	
			⑦統計の集計結果の正確性の検証のための文書		・集計結果の作成に活用した統計及び行政記録情報	

27	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯 (1の項から27の項までに掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後5年 適格請求書を交付した日または提供した日の属する課税期間 (会計年度)の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年 適格請求書を交付した日又は提供した日の属する課税期間(会計年度)の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年	・仕様書等 ・協議・調整経緯 (交付した適格請求書の写しと一緒に綴られる場合は除く) ・課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書 ・交付した適格請求書の写し ・交付した適格請求書の写しと一緒に綴られる契約書、仕様書、納入告知書、その他金額の根拠となる資料 ・交付した適格請求書の写しと一緒に綴られる協議・調整経緯	廃棄
28	広報に関する事項	広報	広報に関する文書	3年	・広報資料、報道発表資料	廃棄
29	出張に関する事項	出張	①出張に関する文書	3年	・出張に関する文書 ・公用旅券の発給請求 ・海外出張のための便宜供与依頼	廃棄
			②旅費の支給に関する文書	5年	・旅費の支給に関する文書	
30	職員の人事・給与に関する事項 (13の項に掲げるものを除く)	職員の人事・給与・児童手当等	①倫理に関する文書	5年	・贈与等報告書 ・株取引等報告書 ・所得等報告書等 ・利害関係者との飲食届出書 ・講演等に対する報酬受領承認申請書 ・倫理監査官への相談書	廃棄

	②非常勤職員に関する文書		・採用に関する文書 ・意向調査票 ・現状調査票 ・各種証明書の発行
	③給与に関する文書	常用（無期限）	・各種手当の認定簿等 ・給与の口座振込申出書・変更申出書 ・給与支給明細書等の電子交付承諾書
		6年	・各種手当の認定簿等（支給終了）
		5年	・給与簿 ・給与明細の写し ・納入告知書 ・超過勤務に関する文書 ・各種証明書の発行
		1年	・給与の口座振込申出書・変更申出書（転出・退職者等） ・給与支給明細書等の電子交付承諾書（転出・退職者等）
	④共済組合・社会保険関係の文書	5年	・組合員証に関する文書 ・助成に関する文書 ・標準報酬に関する文書 ・健康保険・雇用保険に関する文書 ・国家公務員共済組合認定、検認、変更に関する文書 ・財形貯蓄関係 ・厚生貸付金関係 ・団体積立年金関係 ・団体定期積立関係
	⑤児童手当に関する文書		・児童手当の支給に関する文書
	⑥源泉徴収に関する文書	提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年	・源泉徴収票 ・扶養控除等申告書等 ・年末調整関係資料
	⑦職員の講演等に関する文書	3年	・依頼に関する文書 ・受諾に関する文書
	⑧職員の用務以外での海外渡航に関する文書		・海外渡航承認申請書 ・承認に関する文書
	⑨旧姓使用に関する文書		・旧姓使用申出書 ・旧姓使用の通知に関する文書 ・旧姓使用中止届
	⑩インターンに関する文書		・インターン受入れに関する文書
	⑪課内の人事異動に関する文書	1年未満	・人事異動内示書
	⑫福利厚生に関する文書		・財形貯蓄に関する文書 ・グループ保険に関する文書
宿舎	⑬宿舎に関する文書	5年	・宿舎貸与申請書 ・宿舎貸与許可書

		異動	⑭所員の異動に関する文書		・異動関係書類 ・交替に係る文書の類	
		表彰	⑮職員の表彰に関する文書		・永年勤続通知書	
		慶弔	⑯慶弔に関する文書		・慶弔のお知らせ	
		健康管理	⑰健康管理・安全管理に関する文書	常用（無期限） 5年	・個人管理票 ・健康診断の記録 ・健康診断に関する文書 ・個人管理表（退職者） ・健康診断の記録（退職者） ・健康管理医委嘱依頼 ・健康管理医委嘱通知書 ・健康管理者及び安全管理担当者の指名通知書 ・指導区分に係る文書	
31	職員の公務災害に関する文書	公務災害	職員の公務災害に関する文書	5年	・災害報告書及び添付書類 ・公務災害補償通知書（写） ・国家公務員災害補償療養補償請求書 ・公務災害補償費（療養補償）支給決定通知（写）	廃棄
32	公印の管理に関する事項	公印の管理	①公印登録簿 ②公印の制定・改刻・廃止に関する記録 ③公印の印影の印刷に関する記録	常用（無期限） 30年 3年	・公印の制定・改刻・廃止に関する届出 ・公印の印影の印刷の申請に関する文書 ・公印の印影の印刷の承認に関する文書	廃棄
33	文書の管理に関する事項（22の項に掲げるものを除く。）	公印使用 身分証明書 文書の記録 内規	①公印の使用に関する文書 ②身分証明書の発行等に関する文書 ③書留文書の受領に関する文書（22の項に係るものを除く） ④内規の制定に係る経緯及び内規に関する文書	5年 常用（改正が行われるまでの間）	・公印使用簿 ・身分証明書受領書 ・書留受領簿 ・内規	廃棄
34	会計事務に関する事項	日本銀行 職員の定時・交替事務 補助者の任免等 会計帳簿 諸謝金	①日本銀行との取引に関する文書 ②会計職員の定時検査及び交替検査に関する文書 ③予算執行職員等の補助者の任免に関する文書 ④各種会計帳簿の類（15, 25, 26の項に係るものを除く） ⑤謝金の決定及び支給に関する文書	5年	・取引開始通知書 ・印鑑票 ・定時検査書 ・交替検査書 ・検査職員の任命書 ・補助者任命簿 ・旅行命令簿 ・現金出納簿 ・支出負担行為差引簿 ・格付調書 ・謝金支給調書	廃棄

35	監査・検査に関する事項	会計検査 内部監査 その他の監査	①会計検査院が実施する会計検査に関する文書 ②環境省内部の組織が実施する監査に関する文書 ③ ②に属さない他の官署が実施する監査に関する文書	5 年	・ 受検調書 ・ 提出資料 ・ 会計事務監査指導提出資料 ・ 受検調書 ・ 提出資料	廃棄
36	金券に関する事項	金券使用簿	金券その他金券と同様の目的をもって使用できる証券の受払に関する文書	5 年	・ 金券等受払簿	廃棄
37	財産の取扱いに関する事項	不動産 公用車 財産の使用 会議室	①不動産の賃貸借に関する文書 ②公用車の使用又は管理に関する文書 ③設備、装置又は機械器具の使用に関する文書 ④会議室の使用に関する文書	5 年 常用（該当する財産が廃止されるまでの間） 3 年	・ 賃貸借契約書 ・ 覚書 ・ 自動車運行日誌 ・ 公用車使用簿 ・ 各種取扱説明書 ・ 会議室利用簿 ・ 会議室使用申込書	廃棄
38	後援等の名義の使用に関する事項	後援等の名義の使用	後援等の名義の使用に関する文書	5 年	・ 申請書 ・ 承認に関する文書 ・ 報告書	廃棄
39	情報公開及び個人情報保護に関する事項	情報公開 個人情報保護	①開示請求に関する文書 ②個人情報保護に関する文書	5 年（審査会への諮問に関する文書は10年） 常用（無期限） 5 年（審査会への諮問に関する文書は10年）	・ 開示請求 ・ 不服申立 ・ 審査会への諮問 ・ 個人情報ファイル簿 ・ 開示請求 ・ 訂正請求 ・ 利用停止請求 ・ 不服申立 ・ 審査会への諮問	廃棄
40	所管する会議に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	会議	①会議に関する文書（環境部次長級会議 等） ②軽易な会議に関する文書（所内連携会議 等）	5 年 1 年未満	・ 会議資料 ・ 出席者名簿 ・ 会議資料	廃棄
41	官報の掲載に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	官報掲載	官報掲載文書	5 年	・ 官報原稿の送付に関する文書 ・ 印刷誤り・原稿誤りに関する文書	廃棄
42	契約行為に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	契約行為	契約行為に関する文書	5 年	・ 契約に関する文書 ・ 報告書 ・ 購入等報告書 ・ 納品書	廃棄

43	庁舎の管理に属する事項	庁舎管理	合同庁舎の管理及び入居官署との連絡調整に関する文書	5 年	・ 庁舎分担金に関する通知 ・ 庁舎施設の管理に関する通知 ・ 庁舎の営繕に関する文書 ・ 保全実態調査に関する報告等 ・ 承認書 ・ 許可書	廃棄
44	防災に関する文書	防災	防災、防火その他災害の防止又は記録に関する文書	常用（該当する文書が改正されるまでの間）	・ 防災計画 ・ 消防計画 ・ 業務継続計画	
45	他の行政機関が所管する業務に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	他の行政機関が所管する業務	他の行政機関が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書（35の項に属するものを除く）	5 年	・ 照会・依頼に対する回答 ・ 通知 ・ 事務連絡	廃棄
46	署名等がなく接受・配布・登録を省略した文書に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	接受・配布・登録を省略した文書	接受・配布・登録を省略した文書	1 年未満		廃棄

備考
一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議

9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議

10 特定日 第14条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）

二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。

三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則の規定を参酌し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。

四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」（平成24年4月10日府公第86号内閣府大臣官房公文書管理課長）及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」（平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館）に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものとし、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症対応）に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。

五 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。

六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定（保存期間）が存在する場合は、それぞれの規定（保存期間）に従うものとする。